

特別養護老人ホーム 太陽の丘

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険の指定を受けています

(倉敷市指定第3370204251号)

当事業所はご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスおよび指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要、提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

目次

1. 事業者の概要
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 通常の送迎の実施地域
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 介護保険の給付対象となるサービス
7. サービス利用料金
8. 介護保険の給付対象とならないサービス
9. 利用料金のお支払方法
10. 協力医療機関
11. 事故発生・急変時の対応について
12. 非常災害時の対応
13. 身体拘束
14. 利用時の留意事項
15. 苦情受付

1. 事業者の概要

- (1) 名称 社会福祉法人 薫風福祉会
(2) 所在地 岡山県倉敷市連島町西之浦 3390 番地
(3) 電話番号 086-440-5155
(4) 代表者氏名 理事長 平木 章夫

2. 事業所の概要

- (1) 事業所名 特別養護老人ホーム 太陽の丘
(2) 所在地 岡山県倉敷市連島町西之浦 3390 番地
(3) 電話番号 086-440-5155
(4) 事業内容 指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
(5) 事業所番号 倉敷市指定第3370204251号
(6) 開設年月日 指定短期入所生活介護 平成17年12月1日
指定介護予防短期入所生活介護 平成18年4月1日
(7) 事業所の運営方針

事業所は、ご契約者が要支援・要介護状態等になった場合、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、ご契約者の心身の機能の維持並びにご契約者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図るものとする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- (8) 利用定員
① 併設利用型 10名
② 空床利用型 特別養護老人ホームの定員50名以内

(9) 居室等の概要

当事業所では以下の施設・設備をご用意しています。居室は、一人部屋です。厚生労働省が定める基準により、設置が義務づけられている施設、設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

| 居室・設備の種類 | 室 数 | 備 考 |
|-----------|-------------|--------------|
| 1人部屋 | 10室 | トイレ・洗面台 |
| ユニット | 1ユニット | リビングダイニング |
| 浴 室 | 2室 | 家庭浴 1室 特浴 1室 |
| 医務室 | 1室 | 静養室兼ねる |
| パブリックスペース | 1室 | |
| トイレ | 各居室・共用トイレ1室 | 車椅子対応 |

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 主な職員の配置状況

| 職種 | 現員数 | 業務内容 |
|-------------|-------|-----------------------|
| 1. 管理者 | 1名 | 施設の業務を統括します。 |
| 2. 医師(嘱託医) | 1名 | 診療・健康管理を行います。 |
| 3. 生活相談員 | 1名以上 | 生活相談・受け入れ・連絡調整等を行います。 |
| 4. 介護職員 | 20名以上 | 日常生活の介助・援助を行います。 |
| 5. 看護職員 | 3名以上 | 診療の補助・健康管理を行います。 |
| 6. 機能訓練指導員 | 1名以上 | 機能の改善・減退防止の指導訓練を行います。 |
| 7. 管理栄養士 | 1名 | 食事業務全般と栄養指導を行います。 |
| 8. 調理員 | 業務委託 | 給食業務に従事します。 |
| 9. 事務職 | 必要数 | 庶務および会計事務を行います。 |
| 10. 介護支援専門員 | 1名以上 | 施設サービス計画を作成します。 |

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※ 上記人員には、介護老人福祉施設配置人員を含みます。

4. 通常の送迎の実施地域

倉敷市・岡山市・玉野市・総社市・笠岡市・井原市・浅口市・早島町・里庄町・矢掛町

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- 1. 利用料金が介護保険から給付される場合
- 2. 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

6. 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（7割から9割）が介護保険から給付されます。

(1) 介護サービス計画（ケアプラン）の立案

ショートステイ利用の介護計画は、居宅介護サービス計画書に沿って、施設介護支援専門員が立案します。利用者様の心身の状況・希望・置かれている環境などを十分把握した上で、短期入所生活介護サービス計画書（ケアプラン）を作成し、その内容等を説明し、同意を頂きます。

(2) 食事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食：8時00分、昼食：12時00分、夕食：17時30分

(3) 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。ただし、ご契約者の病状等で医師が中止と判断した場合はこの限りではありません。
- ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

(4) 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

(5) 機能訓練

- ・機能訓練機器を使っての訓練や趣味活動、軽作業による日常生活動作の訓練を行います。

(6) 環境整備

- ・シーツ交換や環境整備等の生活環境の整備を行います。

(7) その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えが行われるように援助します。
- ・清潔で安全・快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるように援助します。

(8) 連絡調整

- ・居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員と連携し適切にサービスを提供します。

7. サービス利用料金（1日あたり）

下記の料金表によって、介護報酬告示上の額にご契約者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が自己負担となり、残りの額が介護保険から給付されます。併せて利用者負担段階該当の居住費・食事代が自己負担となります。

<基本施設サービス費>

令和6年4月1日 改正

| 介護区分 | 単位 | 1日当たりの負担金（1割） |
|------|------------|---------------|
| 要支援1 | 529 単位 / 日 | 529 円 / 日 |
| 要支援2 | 656 単位 / 日 | 656 円 / 日 |
| 要介護1 | 704 単位 / 日 | 704 円 / 日 |
| 要介護2 | 772 単位 / 日 | 772 円 / 日 |
| 要介護3 | 847 単位 / 日 | 847 円 / 日 |
| 要介護4 | 918 単位 / 日 | 918 円 / 日 |
| 要介護5 | 987 単位 / 日 | 987 円 / 日 |

(負担金は、負担割合証に記載された負担割合により、変わります。)

また、上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

<その他の加算料金> ※加算対象の方のみとなります。

| 加算項目 | 内容 | 単位数 |
|------------------|---|----------------|
| サービス提供体制強化加算Ⅰ | 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合 | 22 単位／日 |
| 生活機能向上連携加算Ⅱ | 外部のリハビリ専門職等と連携して個別機能訓練計画を作成し、実施する。 | 200 単位／月 |
| 療養食加算 | 医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合、1日3食を限度とし、1食を1回として加算する。 | 8 単位／回 |
| 生産性向上推進体制加算Ⅱ | 介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組を行う場合 | 10 単位／月 |
| 介護職員等待遇改善加算Ⅰ | 介護現場で働く介護職員の待遇を改善する場合 | 総単位数の 14.0% |
| 緊急短期受入加算 | 利用を開始した日から起算して7日を限度とする。 | 90 単位／日 |
| 認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 認知症が原因による行動・症状が発覚し、医師から早急な施設入所が必要と診断を受け利用した場合 | 200 単位／日 |
| 若年性認知症利用者受入加算 | 若年性認知症利用者の受け入れ、担当職員を定め、担当職員を中心にサービスを提供了した場合 | 120／日 |
| 送迎加算 | 送迎を行った場合の片道の料金。 | 184 単位／回 |

<居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

<令和7年5月1日改正>

(日額)

| 対象者（市民税非課税世帯） | | 区分 | 居住費 | 食費 |
|----------------------------------|------------------------------|-----------|-------|-------|
| 預貯金等の額が単身で1,000万円、夫婦で2,000万円以下の人 | ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 | 第1段階 | 880 | 300 |
| 預貯金等の額が単身で650万円、夫婦で1,650万円以下の人 | ・本人年金収入等が合計で年間80万円以下の方 | 第2段階 | 880 | 600 |
| 預貯金等の額が単身で550万円、夫婦で1,550万円以下の人 | ・本人年金収入等が合計で年間80万円超120万円以下の方 | 第3段階 ① | 1,370 | 1,000 |
| 預貯金等の額が単身で500万円、夫婦で1,500万円以下の人 | ・本人年金収入等が合計で年間120万円超の方 | 第3段階 ② | 1,370 | 1,300 |
| 上記以外の方 | | 第4段階 | 2,150 | 1,650 |

※高額介護サービス費については、第1・2段階15,000円、第3段階24,600円、

第4段階37,200円（一般）、44,000円（現役並み所得者）が上限となります。

※現役並み所得者…同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいて、世帯内の65歳以上の方の収入の合計が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方になります。

8. 介護保険の給付対象とならないサービスおよび費用

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(1) 日常生活上必要となる諸費用

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものはその実費をご負担いただきます。

(2) 理髪サービス

希望者に対して、理美容師の出張によるサービスをご利用いただけます。

(3) 教養娯楽・クラブ活動費

希望者に対して、各種クラブ活動や新聞等の購入などの個人の選択にかかる費用となります。

(4) 通院・入院費用

医療保険制度による自己負担分および予防接種料金・検査料金

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

※実費部分については、施設の方で立替、利用料と一緒に請求いたします。

9. 利用料金のお支払方法

前記の料金・費用は1ヶ月ごとに区切り、翌月12日前後に当該月の利用料金をお知らせいたしますので、翌月27日までにご利用期間分の合計金額をお支払いください。

お支払方法は各金融機関（銀行・郵便局・JA・信用金庫）による引き落としか施設へ持参もしくは、本会指定口座への振込のいずれかにてお願いします。

10. 協力医療機関

(1) 内科

- ・名称 : 医療法人水清会 水島第一病院
- ・所在地 : 岡山県倉敷市神田2丁目3-33
- ・電話番号 : (086) 444-5333

(2) 歯科

- ・名称 : 医療法人水清会 水島第一病院
- ・所在地 : 岡山県倉敷市神田2丁目3-33
- ・電話番号 : (086) 444-5333

- ・名称 : 医療法人優心会 岡山大塚歯科医院
- ・所在地 : 都窪郡早島町前瀬153-2
- ・電話番号 : 086-480-0077

- ・名称 : 医療法人財団 プライムケア岡山
- ・所在地 : 岡山市南区植松523-4
- ・電話番号 : 086-485-2200

11. 事故発生・急変時の対応

(1) 事故発生時の対応

事故防止には、最善を尽くします。万が一、事故が発生した場合は、以下の点に留意して対応させていただきます。

- ・事故が発生した場合、事前に決めていただいているご家族へ速やかに連絡します。
また、必要に応じて、各機関へ連絡します。
- ・事故原因を調査した結果に基づいて、ご家族等に発生状況やその後の対応について

説明いたします。

- ・事故後の対応にあたっては、誠意をもって対応します。
- ・ご契約者の生命、身体に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかにご契約者に対して損害を賠償します。但し、ご契約者に重大な過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、又は損害額を軽減されることがあります。

(2) 急変時の対応

利用期間中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご契約者の主治医・当事業所の協力医療機関・緊急連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者へ連絡します。

1 2. 非常災害時の対応

(1) 非常時の対応

- ・別途定める「特別養護老人ホーム 太陽の丘 消防計画」にのつとり、対応いたします。

(2) 平常時の訓練

- ・別途定める「特別養護老人ホーム 太陽の丘 消防計画」にのつとり、年間2回以上、夜間および日中を想定した避難訓練を行います。

(3) 防火設備

| | | | |
|----------|-----|----------|-----|
| スプリンクラー | ：あり | 非常警報設備 | ：あり |
| 消火器 | ：あり | 誘導灯 | ：あり |
| 非常階段 | ：あり | 消防署へ通報する | |
| 自動火災報知設備 | ：あり | 火災報知設備 | ：あり |
| 防火扉 | ：あり | 防火カーテン | ：あり |
| 屋内消火栓 | ：あり | | |

1 3. 身体拘束

- ・入所中のサービス提供にあたっては、別に定める身体拘束廃止マニュアルに基づいて、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束・行動制限等を行いません。
- ・身体拘束廃止マニュアルに基づいて、緊急やむを得ない場合は同意書を作成し身体拘束を実施します。
- ・再検討カンファレンスを開催して、緊急やむを得ない場合の身体拘束に対して実施継続の判断をするとともに、常にその解除のための検討を行います。

1 4. 高齢者虐待防止

- （1）当事業所は、ご契約者の人権の擁護・虐待等の防止のため以下の点の措置を講じます。
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期

的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。

- ・虐待防止のための指針を整備します。
- ・職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ・ご利用者及びご家族からの苦情処理体制を整備します。
- ・成年後見制度の利用支援を行います

(2) 当事業所は、サービス提供中に、当事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15. 利用時の留意事項

(1) 利用の中止・変更・追加

- ・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに利用されている居宅介護支援事業所にご連絡ください。
- ・サービス利用の変更、追加の申出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご契約者に提示して協議します。

(2) 喫煙・飲酒

- ・当施設では、喫煙、飲酒はご遠慮頂いております。

(3) 居室・設備・器具の利用

- ・施設内の居室や設備、器具は本来の利用方法に従ってご使用、ご利用ください。
- ・不適切な用法により破損等が生じた場合には、賠償していただくことがございます。
- ・無断で施設外に持ち出さないでください。

(4) 金錢管理

- ・当施設では、ご契約者の預金通帳管理および預かり金などの金錢管理を行っておりません。立替金にて対応いたします。
- ・ご契約者個人による金錢の所持はできる限りご遠慮ください。紛失等による責任は一切負いません。

(5) 所持品の持込について

- ・火器及び刃物の持ち込みは原則禁止させていただきます。
- ・居室に持ち込まれた冷蔵庫等の電気代はかかりません。
- ・全ての持込物に名前を記入してください。事業所の過失による以外の紛失の責任は一切負いません。

(6) その他

- ・騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。テレビの音量を大きくする場合は、イヤホン等をご持参ください。

- ・他の利用者の居室等にむやみに立ち入らぬようお願いします。
- ・施設内での他の利用者および職員に対する宗教および政治活動は、ご遠慮ください。
- ・施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

16. 苦情受付

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口：担当者 廣田 裕美 「職名」生活相談員
- ・受付時間 : 8:30～17:30
- ・電話番号 : 086-440-5155

(2) 行政機関その他苦情受付機関

| | | |
|--|----------------|--------------|
| 岡山県国民健康保険団体連合会 ※対応時間 土・日・祝日を除く 8:30～17:00 | 岡山市北区桑田町 17-5 | 086-223-8811 |
| 岡山県社会福祉協議会 | 岡山市北区南方 2-13-1 | 086-226-2822 |

| 市町村 | 担当課 | 住所 | 電話番号 |
|-----|-------------------------------------|------------------|--------------|
| 倉敷市 | 介護保険課 ※対応時間 土・日・祝日を除く 8:30～17:15 | 倉敷市西中新田 640 | 086-426-3343 |
| 岡山市 | 介護保険課 | 岡山市北区鹿田町 1-1-1 | 086-803-1240 |
| 玉野市 | 長寿介護課 | 玉野市宇野 1-27-1 | 0863-32-5534 |
| 総社市 | 長寿介護課 | 総社市中央 1-1-1 | 0866-92-8369 |
| 笠岡市 | 長寿支援課 | 笠岡市中央町 1-1 | 0865-69-2139 |
| 井原市 | 介護保険課 | 井原市井原町 311-1 | 0866-62-9519 |
| 浅口市 | 高齢者支援課 | 浅口市鴨方町鴨方 2244-26 | 0865-44-7113 |
| 早島町 | 健康福祉課 | 都窪郡早島町前潟 360-1 | 086-482-2483 |
| 里庄町 | 健康福祉課 介護保険係 | 浅口郡里庄町里見 1107-2 | 0865-64-7232 |
| 矢掛町 | 福祉介護課 | 小田郡矢掛町矢掛 3018 | 0866-82-1026 |

短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、契約書および本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム 太陽の丘

職名 説明者

私は、本書面に基づいて事業者から契約書および重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に同意しました。また、より良い短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを受けるため、サービス担当者会議等において、事業者が把握している個人情報（現在利用しているサービスの種類とその利用回数、サービスに対する本人の希望、家族状況、病状、本人の身体状況、住居等の状況等）を用いることに同意します。

令和 年 月 日

利用者氏名

署名代行者
(家族代表者氏名)

本人との関係 ()

代筆の理由



事業者 住 所 倉敷市連島町西之浦 3390 番地
法 人 名 社会福祉法人 薫風福祉会
代表者氏名 理事長 平木 章夫